

J R 四国労組 自動車支部ニュース

平成30年9月19日（N o 2）

発行責任者／中濱 斉

編集責任者／嶋田 剛好

総合労働協約改訂交渉 妥結！

- 脳健診受診対象者の拡大（検診費全額会社負担）
- 保存休暇の適用範囲の拡大（脳健診受診時等）
- 準組合員（再雇用契約社員）の賃金改善

本部は、申第4号及び第5号で申し入れた総合労働協約改訂について交渉を重ねてきたが、本日、会社側より回答があった。

申第4号で申し入れた労働条件に関する協約の改善では、脳健診受診対象者の拡大とあわせ、脳健診受診等に要する日を保存休暇適用とする。

また申第5号で申し入れていた「平成30年度準組合員（契約社員）の賃金引き上げ」については、昨年に引き続き、「再雇用者の職種別賃金」について、改善する旨の回答を引き出した。（別添資料1）

なお、主な回答は以下の通り。

【申し入れ】

自動車乗務員の日平均労働時間を短縮されたい。

〔会社回答〕

年間所定労働時間及び年間休日数、他のバス会社等の労働時間を勘案した場合、これまで、現行の日平均労働時間7時間35分が妥当と考えてきたが、平成28年8月29日に会社から提案した「労働時間の見直しについて」の内容である日平均労働時間7時間45分について協議願いたい。

【申し入れ主旨】

保存休暇の使用範囲を拡大されたい。

〔会社回答〕

第63条第1項（保存休暇の該当事由項目）の第4号に「脳健診の受診」を追加し、第6号と合わせ、一つの号として集約する。

- （4）人間ドック、定期健康診断、睡眠時無呼吸症候群（S A S）検査及び脳健診を受診する場合並びにこれらの精密検査を受診する場合 必要な日数。

（※下線部分を修正、追加）

【申し入れ】

- 1 契約社員（月給・日給適用者）の契約基本賃金を、一人あたり3%の原資をもって引き上げられたい。
- 2 契約社員（時給適用者）の時間給額を、一人あたり40円引き上げられたい。
- 3 実施日は平成30年10月1日とされたい。

〔会社回答〕

契約社員（月給・日給適用者）の契約基本賃金の引き上げについては、今回の改定は行わない。

なお、「60歳以降の就労条件に関する協定」に定める定年退職再雇用における職種別賃金については、最低賃金改定の動向もあり、この機会にシニアB及びCの時給額について、構内運転係、デスク、営業係（プラザ等）、清掃係（県別2区分）の見直しを行う。実施日は平成30年10月1日以降とする。（別添資料1参照）

- 組 合：費用会社全額負担での脳健診の実施や受診対象者の拡大、さらにそれに伴う日の保存休暇適用など、組合員の健康管理に対する会社の配慮は大きく評価したい。今後も無期雇用転換者も含め、組合員全般の制度改善を求める。
- 会 社：無期雇用転換者の制度については、従前のとおり適用することとしているが、制度改正の動向を見ながら今後の検討課題としたい。
- 組 合：昨年に引き続き、再雇用者の職種別賃金において改善が図られたことはこの間の組合の主張が反映されたと考える。しかしながら、年令給・職能給についても強く改善を求めていることから、今後も前向きに検討されたい。
- 会 社：現時点において年令給・職能給の見直しは考えていないが、引き続き検討はしていきたい。
- 組 合：勤務面や諸手当、また福利厚生面など、組合員がやる気を持って就労できる制度への改善に向けて、引き続き検討するよう強く要請する。

【備考】〔脳健診受診対象者（第二次）〕

第一次と同様に頭部MRI・MRA検査を行う。受診医療機関についても同様の4箇所にて実施。

対象者は50歳以上については全社員（契約社員含む）に受診の機会を設ける。なお45歳以上については、定期健康診断等で特定項目の治療中の者又は各数値が規定値を超えている者全員に受診の機会を設ける。

なお、交渉終了後「観音寺バスプラザ廃止」について説明があった。（別添資料2）

組合は、持ち帰り業務対策委員会を開催して議論した結果、申第4号・5号については、「脳健診受診対象者の拡大」及び「保存休暇の適用範囲の拡大」並びに「準組合員（再雇用契約社員）の賃金引き上げ」が図られたことなどにより同日妥結した。

また、「観音寺バスプラザ廃止」については、今後解明要求を申し入れ、議論していくことを確認した。

以 上

別添資料 1

「60 歳以降の就労条件に関する協定」の一部改定について

平成 30 年 9 月 19 日

ジェイアール四国バス（株）

標題の協定（平成 26 年 8 月）について、第 3 項職種別賃金額（別表）及びその実施期日について次のとおり改定します。

1 再雇用者の職種別賃金

区 分	シニア A		シニア B		シニア C	
	月 給	運転 手当	時 給	運転 手当	時 給	運転 手当
運転係	最低保障額 1 4 0,0 0 0 円	5 0 円 /時間	1,0 8 0 円	5 0 円 /時間	1,0 8 0 円	5 0 円 /時間
構内 運転係	最低保障額 1 4 0,0 0 0 円	—	8 0 0 円 (775 円)	—	8 0 0 円 (775 円)	—
デスク	最低保障額 1 4 0,0 0 0 円	—	8 0 0 円 (775 円)	—	8 0 0 円 (775 円)	—
営業係 (プラザ等)	最低保障額 1 4 0,0 0 0 円	—	8 0 0 円 (775 円)	—	8 0 0 円 (775 円)	—
清掃係 (香川県内)	—	—	7 9 5 円 (770 円)	—	7 9 5 円 (770 円)	—
清掃係 (愛媛・徳島・ 高知県内)	—	—	7 7 0 円 (745 円)	—	7 7 0 円 (745 円)	—

注:賃金の（ ）内の額は、改定前の額を参考として表示しています。

シニア B、シニア C の太線枠について改定します。

2 実施期日

平成 3 0 年 1 0 月 1 日以降適用します。

別添資料 2

観音寺バスプラザの廃止について

平成 30 年 9 月

ジェイアール四国バス(株)

観音寺バスプラザは平成 29 年 3 月 1 日の組織改正により、従前は点呼従事者が兼務していた販売業務を専任者が行うこととし、営業時間も 1 時間延長するなど販売強化と利便性向上に取り組みましたが、収支改善につなげることができず現在に至っています。

また、インターネット予約やコンビニ販売等、取り巻く環境も変化し、今後の増収も期待できないことから、同プラザの営業を本年 12 月末で廃止することといたします。

1 廃止日

平成 30 年 12 月 31 日(月)

※当日の営業終了をもって廃止

2 参考

(1) 観音寺バスプラザ取扱い収入推移

平成 27 年度 65 百万円

平成 28 年度 58 百万円

平成 29 年度 54 百万円

(2) 平成 29 年 3 月 1 日 組織改正

高松支店観音寺営業所を廃止

乗合バスの運行管理・後方事務等を高松支店に集約

乗務員乗泊施設、バスプラザ、利用者駐車場等の施設に改良

以上

J R四国労組申第6号

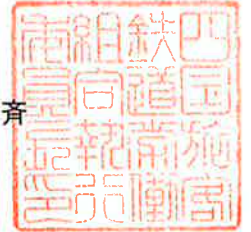
2018年9月19日

ジェイアール四国バス株式会社

代表取締役社長 吉良 次雄 殿

四国旅客鉄道労働組合

執行委員長 中濱 斉



「観音寺バスプラザ廃止」について具体説明要求の申し入れ

9月19日開催の団体交渉後に提案を受けた「観音寺バスプラザ廃止」に対する説明すべき点について、下記のとおり申し入れるので回答されたい。

記

- 1 観音寺バスプラザを廃止する理由及び廃止時期を平成30年12月末とした理由を明らかにされたい。
- 2 今回の施策による組合員の異動や配転等、対応について考え方を明らかにされたい。
- 3 販売部門の今後のあり方について、考え方を明らかにされたい。

以上